

## 武豊火力発電所リプレース計画に係る計画段階環境配慮書に対する環境大臣意見

本事業は、中部電力株式会社（以下「本事業者」という。）が愛知県知多郡武豊町の武豊火力発電所において、重油・原油を燃料とする2～4号機を廃止し、既に廃止済みの1号機と併せて撤去し、石炭を燃料とする5号機（107万kW）にリプレースするものである。本事業は、本事業者による平成26年度火力電源入札において自社応札し、落札したものである。

本事業は、ピーク電源として限定的に稼働していた既設武豊火力発電所2～4号機をベースロード電源の運用を想定する石炭火力発電設備へ更新するものであり、二酸化炭素排出量が非常に大きい火力発電所については、事業者が国の目標・計画の達成に努めることを目的として環境保全措置を検討していることが必要である。

平成27年7月17日に我が国の温室効果ガス削減目標である「日本の約束草案」が決定され、国連気候変動枠組条約事務局へ提出されたが、その積み上げに用いたエネルギーミックスにおいて、2030年度の総発電電力量に占める石炭火力発電の割合は26%程度であり、2013年度の実績の石炭火力発電の電力量が既にそれを上回っている状況である。さらに石炭火力発電所の新設・増設計画が後を絶たず、石炭火力発電の割合の増加が懸念される場所である。

このような状況において国の目標・計画と整合を取るためには、「燃料調達コスト引き下げ関係閣僚会合（4大臣会合）」（平成25年4月26日）で承認された「東京電力の火力電源入札に関する関係局長級会議取りまとめ」（平成25年4月25日経済産業省・環境省）（以下「局長級取りまとめ」という。）で示されている要件を満たした、電力業界全体で二酸化炭素排出削減に取り組む実効性のある枠組（以下「枠組」という。）が必要不可欠である。

局長級取りまとめでは、環境影響評価において、事業者が利用可能な最良の技術の採用等により可能な限り環境負荷低減に努めているかどうか、また、国の二酸化炭素排出削減の目標・計画と整合性を持っているかどうかについて、必要かつ合理的な範囲で国が審査することとされている。国の目標・計画との整合性については、枠組に参加し、当該枠組の下で二酸化炭素排出削減に取り組んでいくこととしている場合に、その整合性があると認めることができることとされている。

平成27年7月17日に電気事業連合会加盟10社、電源開発株式会社、日本原子力発電株式会社及び特定規模電気事業者（新電力）有志23社が策定した電気事業分野の「自主的枠組みの概要」及び「電気事業における低炭素社会実行計画」が公表されたが、現時点では、公表された自主的枠組には課題がある（別紙1）。

また、事業者の自主的な取組としての天然ガス火力を超過する分に相当する純増分についての環境保全措置を講じることとしていない。

上記の状況に鑑みれば、本事業については、「日本の約束草案」及びエネルギーミックスの達成に支障を及ぼしかねない。このため、本事業の計画内容について、国の二酸化炭素排出削減の目標・計画との整合性を判断できず、現段階において、是認することはできないため、早急に具体的な仕組みやルールづくり等が必要不可欠である。

また、温室効果ガス以外の各環境影響に関しては、別紙2に意見を記載する。

(以上)

(別紙 1)

「自主的枠組みの概要」等について

平成 27 年 7 月 17 日に電気事業連合会加盟 10 社、電源開発株式会社、日本原子力発電株式会社及び特定規模電気事業者（新電力）有志 23 社が策定、公表した電気事業分野の「自主的枠組みの概要」及び「電気事業における低炭素社会実行計画」については、国の CO2 削減目標に整合する数値を掲げるものであると評価している。

その上で、掲げられた目標を如何にして達成するのかという実効性の観点から、現時点で公表されている内容については、例えば、

- ① 目標を達成するために、石炭火力の CO2 排出量をどのようにして削減するのか
- ② 進捗管理（PDCA）をするなかで、全体の CO2 排出が目標通りにおさまらない場合にどのように対応するのか

など、詰めるべき課題がある。

(別紙 2)

本事業における温室効果ガス以外の各環境影響に関する意見

(1) 大気環境

- ① 事業実施想定区域に隣接して、複数の住居等が存在しており、本発電設備の稼働に伴う大気質への環境影響が回避・低減されるよう、煙突高さに関して、大気汚染物質の拡散状況、短期高濃度条件の影響及び景観について十分考慮した適切な環境保全措置の検討。
- ② 水銀の大気排出規制に係る今後の動向を踏まえた、必要な調査、影響の予測及び評価並びに環境保全措置の検討。
- ③ 微小粒子状物質 (PM2.5) の予測手法及び対策に係る今後の動向を踏まえた、必要な調査、影響の予測及び評価並びに環境保全措置の検討。

(2) 水環境

- ① 事業実施想定区域の周辺海域は、水質汚濁防止法に基づく化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画の指定地域に指定されている。本発電設備の稼働に伴う排水による水環境に係る環境影響が懸念されることから、必要な調査、予測及び評価並びに海域環境への影響低減のための適切な環境保全措置の検討。
- ② 浚渫工事を始め、取放水設備及び栈橋等の設置工事に伴う濁水の発生や底質の拡散等の水環境に係る環境影響が懸念されることから、必要な調査、予測及び評価並びに海域環境への影響低減のための適切な環境保全措置の検討。

(3) 温排水

本事業の取放水設備は、既存の発電所の取放水設備が設置されている海域に設置する計画としており、既存の温排水との累積的な影響が懸念されることから、重畳や将来地形も踏まえた上で、必要な調査、予測及び評価を行い、動植物への影響低減のための適切な環境保全措置の検討。

(4) 廃棄物等

本発電設備の稼働に伴い発生する石炭灰について、将来にわたり膨大な量となることから、セメント原料等適切な有効利用が継続的に図られる利用先の確保。

(以上)